

独自基準の内容

平成25年4月
秋田市介護保険課

次の2つの条例のうち、居室定員に関する事項については、以下の表に記載のとおり
の独自基準を定めています。（当該基準以外は、すべて省令どおりです。）

- (1) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (2) 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

項目	独自基準	省令の規定
居室の定員	居室の定員は1人（必要と認められる場合は4人以下） ※ユニット型等は省令と同一	居室の定員は1人（必要と認められる場合は2人）
【条文抜粋】 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、4人以下とすることができる。		

これは、既存の特別養護老人ホームのうち4人以下の多床室を有する従来型施設について、将来的に建て替え等を行う際に、居室の全部を個室にできない事情が生じる場合を想定したものです。

- ・現に入所している者の処遇上、配慮が必要となる場合
（低所得者への配慮や入所者の心身の状況に合わせた配慮が必要など）
- ・敷地の制約や資金の関係上、定員を減らさざるを得なくなる場合
（定員減により現に入所している者が全員入所できなくなってしまうなど）
- ・その他、個別の事情に応じて判断